



篠農政第 1236 号  
平成27年10月20日

篠山市監査委員 畑 利清 様  
篠山市監査委員 恒田正美 様

篠山市長 酒 井 隆



### 監査結果報告に係る措置の状況について（通知）

のことについて、地方自治法199条第12項の規定により、つぎのとおり通知します。

#### 記

- 1 措置を講じた部局 農都創造部
- 2 監査結果報告名 定期監査報告書（農都創造部）
- 3 監査結果提出日 平成27年3月20日（篠監公表第5号）
- 4 措置状況 別紙のとおり

農都創造部 定期監査報告書に記載の監査意見と措置報告  
(篠監公表第5号 平成27年3月20日)

1 担い手支援事業の推進

定期監査報告書6ページ

監査意見	農業従事者の高齢化、担い手不足、耕作放棄地・遊休農地などの対策が進められているが、本年度から創設された農地中間管理機構の進める事業との連携に努めながら施策を推進されたい。
講じた措置	<p>農地中間管理機構については、本社が兵庫みどり公社、支店が丹波農林振興事務所であり、篠山市は丹波農林振興事務所から現地窓口の事務を受託している。また、篠山市独自の取り組みとして、農地流動化調整員を配置し農地の貸し借りの情報の一元化を図り、農地の流動化を図っている。このことから、引き続いて農都政策課において、それぞれの取り組みを一元化して対応することにより各種制度の連携をとって施策を実施していきたい。</p> <p>また、人・農地プランの作成を各集落に推進しており、地域の農地の利用方向については、各種制度の連携をとった計画づくりを推進していきたい。</p>

2 地域おこし協力隊事業の推進

定期監査報告書6ページ

監査意見	4名の地域おこし協力隊隊員が各4地区に配置され活動しているが、取り組み状況の管理、活動成果の調査・検証を行い、地域・行政・隊員とで課題を共有し、今後の活動に生かせるよう事業展開をされたい。
講じた措置	<p>隊員等の活動については、隨時、ミーティング等を通じて情報共有・アドバイスを行っている。年度末には、地域住民も含めた活動報告会を実施し、隊員の成果、地域の評価、行政施策への展開などの検証と、2年目の活動に対する方向性を検討した。</p> <p>協力隊制度は国策として進められているが、市独自の大学連携の視点とあわせて進めており、隊員の定着、地域の活性化に加え、篠山市モデルの構築を進めていきたい。</p>

3 鳥獣被害対策事業の推進

定期監査報告書7ページ

監査意見	鳥獣被害対策の取組みが様々なされているが、依然として農作物等への被害が減少しない地域もあることから、今後も個体数管理、防護柵設置、追い払い防除を農家・集落・関係団体と連携し、取り組まれたい。
講じた措置	市、JA、地域住民で構成する協議会、また篠山市獣友会等と連携して鳥獣被害対策を進めている。獣害被害の状況把握、住民主体による継続的な対策を講じるため、平成27年度にむけて獣害に強い集落づくりを進める予定である。特に、農家・集落の連携を密にした細やかで納得いただく支援策を講じて行くため、新たに集落支援員を配置し、専門性と地域性に配慮しながら、ソフト事業を進めるとともに、地域活動と絡めた柵設置等に取り組んでいきたい。